（在勤官署の所在地）

第四条　（略）

（旅費の額の計算に係る細目）

第五条　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

２　検査地に出張する者の人数及び検査、認定又は実地試験を実施する日数は、別表第一のとおりとする。ただし、同表第一号から第六号までの証明、承認又は検査において騒音又は発動機の排出物の実測を行う場合にあっては、当該各号に掲げる人数及び日数に別表第二に掲げる人数及び日数を加算した人数及び日数とする。

３　旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

４　国土交通大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

（削る）

別表第一（第五条関係）

区分			人数（人）	日数（日）
一　（略）			（略）	（略）
二　法第十二条第一項の型式証明	（略）		（略）	（略）
	その他の航空機		出張事項、出張地名及び出張期間その他必要な事項により定まる人数及び日数	六
三　法第一条第十三項に規定する大臣の承認に係る変更について国際民間航空条約の締約国たる外国が承認をした航空機	最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの		二	六
	最大離陸重量五千七百キログラムを超え十万キログラム以下のもの		三	十
	最大離陸重量十万キログラムを超えるもの		四	十四
	その他の航空機		出張事項、出張地名及び出張期間その他必要な事項により定まる人数及び日数	

（旅費の額の計算に関し必要な細目）

第三条　（略）

第四条　旅費法第六条第一項の鉄道賃、車賃及び支度料並びに同法第三十一条第一項本文の規定により本邦内の旅行について支給する同法第六条第一項の船賃及び航空賃は、旅費相当額に算入しない。

第五条～**第八条**　（略）

別表第一（第六条関係）

区分			人数（人）	日数（日）
一　（略）			（略）	（略）
二　法第十二条第一項の型式証明	（略）		（略）	（略）
	その他の航空機		出張事項、出張地名及び出張期間その他必要な事項により定まる人数及び日数	六
（新設）	最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの		四	六
	最大離陸重量五千七百キログラムを超え十万キログラム以下のもの		九	八
	最大離陸重量十万キログラムを超えるもの		十二	十